

5. 防災集団移転促進事業(高台移転)住宅団地への参加者を公募します。



防災集団移転促進事業で整備を進めている団地のうち、下記の団地について参加者を公募します。

1. 団地名及び公募区画数 (15団地107区画)

	団地名	公募区画数
①	田の浦団地	2
②	名足保育園南	3
③	馬場中山生活センター西団地	4
④	泊浜団地	1
⑤	館浜団地	2
⑥	栴沢団地	12
⑦	歌津中学校上団地	2
⑧	寄木・葦の浜団地	5
⑨	清水団地	6
⑩	戸倉団地	20
⑪	原団地	1
⑫	長清水団地	1
⑬	志津川東団地	15
⑭	志津川中央団地	20
⑮	志津川西団地	13



2. 応募資格

- ① 東日本大震災当時に、南三陸町内に居住し、その住宅の所在地が移転促進区域(災害危険区域)に指定されている方。
- ② 東日本大震災に係る被災者住宅再建支援制度(個別移転補助・災害公営住宅など)を利用していない方。
- ③ 町が実施する防災集団移転促進事業団地へ参加申込をしていない方、または災害公営住宅へ入居申込をしていない方。ただし、すでに他の防集団地または災害公営住宅への申込をされた方でも、これを取り下げる予定の方は応募することができます。
- ④ 各団地及び周辺の地域活動を理解し、一緒に活動していこうと思っておられる方。

3. 募集期間 **平成28年12月16日(金)～平成29年1月4日(水)**
※土・日・祝・12月29日～1月3日を除く

4. 提出場所 南三陸町復興事業推進課移転促進係・復興市街地整備課復興拠点整備係

5. 提出書類 ①防災集団移転促進事業(高台移転)空き区画参加申込書
②宅地申込書(志津川東団地、中央団地、西団地のみ)
 ③り災証明書(コピー可)

※空き区画の状況は、復興事業推進課・復興市街地整備課において、情報を開示します。
 なお、空き区画の情報については、町の公式ホームページにも掲載しています。

6. 決定方法 応募数によっては抽選となる場合があります。抽選となった場合には、別途日程等を応募者にお知らせいたします。

(担当：復興事業推進課 移転促進係 復興市街地整備課 復興拠点整備係)

みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第49号>

平成28年12月

発行・編集

南三陸町
復興事業推進課、管財課
復興市街地整備課

1. 南三陸復興まちづくり情報センターの閉館について



南三陸復興まちづくり情報センターについては、平成28年12月24日(土)をもって閉館します。

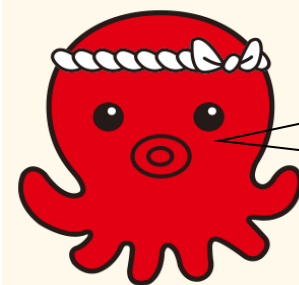
同館は、平成26年3月より、南三陸町における復興まちづくりの概要や進捗状況を広く情報発信する施設として、町内外の多くの方々に利用されてきましたが、さんさん商店街の移設に伴い、閉館をすることとなりました。

なお、今後の、復興事業における情報発信については、今後の方針が決まり次第お知らせいたします。

これまでのご愛顧に感謝いたしますとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。



(担当：復興市街地整備課 復興都市整備係)



問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379
 管財課 0226-46-1381
 復興市街地整備課 0226-46-1382

2. 個別移転の助成制度の相談・申請はお早めに行ってください。



町では、震災時に住んでいた地域が災害危険区域に指定された方で、町の防災集団移転事業に参加せずに個別で再建される方を対象に融資の利子相当額助成や、従前住宅の除却費及び引越し費用助成の申請受付を行っております。

受付期限がせまっておりますので、個別での住宅再建を検討されている方はお早めの相談・申請を行ってください。

1. 補助金の対象要件

- ①東日本大震災時に住んでいた地域が災害危険区域内に指定されている方。
- ②災害危険区域外の安全な場所での再建を予定している方。(町の防災集団移転促進事業の高台を除く)
- ③住宅再建にかかる各種契約をまだ行っていない方。
- ④町税等で未納がない方。
- ⑤平成30年3月31日までに事業を完了すること。
※事業完了とは、家の完成ではなく実績報告の提出、審査の完了までをいいます。

※震災時のお住まいが災害危険区域外の方や町内で自己資金での再建を考えている方、町の防災集団移転促進事業への再建を予定の方にはそのほかの補助制度が対象となります。

2. 補助金額について

- ①住宅再建費用に対する借入金の利子相当額助成
住宅建築購入：上限457万円
土地購入：上限206万円
土地造成費：上限59万7千円
- ②従前住宅の除去費及び引越し費用助成
上限80万2千円



3. 災害危険区域内危険住宅移転事業の受付期限

受付期限 平成30年3月31日まで

※受付期限は今後の再建状況や住宅供給事情等により変更となる場合がございます。

4. 補助金申請の注意について

- ①申請は各種契約や工事着工、引越しをする2~3週間前に行ってください。
- ②補助金の申請を受けてから交付決定が出るまでに約2~3週間かかります。
- ③交付決定前に各種契約や工事着工をしますと補助金を受けられませんのでご注意ください。



(担当：復興事業推進課 住宅再建支援係)

3. 町営志津川東復興住宅第4・第5・第6街区、町営志津川中央復興住宅第3・第4街区、町営志津川西復興住宅第3街区の団地見学会をおこないました。



12月3日に『町営志津川東復興住宅(第4・第5・第6街区)』、12月4日に『町営志津川中央第3・第4街区』及び『町営志津川西復興住宅(第3街区)』の団地見学会をおこないました。団地見学会に参加された入居予定者の方からは「早く仮設から引越したい」「あたらしいここでの生活が楽しみ」などの声を聞くことができました。



志津川東



志津川中央



志津川西



団地見学会の様子

(担当：復興事業推進課 公営住宅整備係)

4. 戸倉団地 公益施設用地への出店者を公募します。



戸倉地区の国道398号沿道の公益施設用地への出店者を公募します。

1. 区画の概要

区画	募集区画A
面積	約1,000㎡(303坪)
道路	南・西・北が道路に接しています



2. 募集期間：平成28年12月16日(金)から平成29年1月4日(水)
※土・日・祝・12月29日~1月3日を除く
3. 受付場所：南三陸町役場復興事業推進課移転促進係
※1 出店には条件があります。詳細は受付場所までお問い合わせください。
※2 募集区画の詳細については受付場所までお問い合わせください。
4. 決定方法
複数の応募があった場合は、事業内容や周辺状況等を考慮し、決定しますのでご了承ください。

(担当：復興事業推進課 移転促進係)